

公立大学法人横浜市立大学における研究費の使用等に関する行動規範

平成27年7月15日

「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）」に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における行動規範を次のとおり定める。

本学において、研究活動を行う全ての研究者及び研究費の運営・管理に関わる全ての研究者（以下「研究者」という。）、研究費の運営・管理に関わる全ての事務職員等（以下「事務職員等」という。）は、この行動規範を誠実に実行しなければならないものとする。

- 1 研究者、事務職員等は、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為が本学全体の教育研究に甚大な影響を与えることを自覚して行動する。特に特定の企業との関係に疑義をもたれないよう公正かつ適正に行動する。
- 2 研究者、事務職員等は、相互に連携して研究費の不正使用及び研究活動の不正行為を未然に防止するよう取り組む。
- 3 研究者、事務職員等は、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に対して厳しい姿勢で臨むとともに、これに加担しない。
- 4 研究者、事務職員等は、研究費の使用にあたり、公立大学法人横浜市立大学会計規則、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程、その他関係する法令等を遵守する。
- 5 研究者、事務職員等は、研究費の多くが税金を原資としていることを認識するとともに、説明責任、弁償責任等が生じることを理解し、適正、効果的かつ効率的に使用する。
- 6 研究者、事務職員等は、研究に関するコンプライアンス教育、研究倫理教育を自ら習得することにより、更なる意識向上を図るとともに、学生に対する研究倫理教育等を推進する。